

役員等の報酬に関する規程

社会福祉法人 夢つべつ

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢つべつ（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(役員 の定義)

第2条 この規程において役員とは、この法人の理事及び監事の者をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会等の出席報酬)

第3条 この法人の役員が理事会に出席したときは、別表1により、報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により、報酬及び実費弁償を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により、報酬及び実費弁償を支払うことができる。

4 実費弁償費は、鉄道・バス・航空機等の交通機関を利用した場合において現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を使用した場合には、その路程の1キロメートルにつき37円の実費を支給する。

5 前項のただし書きに規定する自家用車を使用した場合において、その片道路程が2キロメートル未満の場合は費用弁償を支給しない。

(役員及び評議員等の勤務報酬額)

第4条 理事長が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席以外の日において、この法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 業務執行理事及び理事並びに監事が理事会及び評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けてこの法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会に出席以外の日において、理事長の命を受けてこの法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席以外の日において、理事長の命を受けてこの法人及び施設の運営のための業務に

あたる場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 5 第1項から第4項に規定する実費弁償費は、鉄道・バス・航空機等の交通機関を利用した場合において現に支払った運賃を支給する。ただし、自家用車を使用した場合には、その路程の1キロメートルにつき37円の実費を支給する。
- 6 前項のただし書きに規定する自家用車を使用した場合において、その片道路程が2キロメートル未満の場合は費用弁償を支給しない。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、この法人の「旅費規程」に基づき、支給する。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(除外規定)

第6条 第2条で規定する役員の内、常勤役員及び職員の報酬はこの法人の職員給与規定によるものとする。ただし、通勤手当を除く一切の手当は支給しないものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月6日から施行する。ただし、改正前第3条第2項のなお書き規定については、平成29年3月31日まで効力を有する。

別 表（役員等の報酬等に関する規程関係）

別表 1. 会議報酬（第 3 条関係）

| 名 称 | 報 酬 日 額 | 実 費 弁 償 額 |
|------------|------------|-----------|
| 理 事 長 | 6, 3 0 0 円 | 実費を弁償する |
| 理 事 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |
| 監 事 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |
| 評 議 員 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |
| 評議員選任・解任委員 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |

注 1 町内で職務する場合であって、その職務に従事した時間が 3 時間を超えないときは、報酬日額の半額を支払う。

注 2 自家用車を使用した場合において、その片道路程が 2 キロメートル未満の場合は、費用弁償を支給しない。

別表 2. 業務報酬（第 4 条関係）

| 名 称 等 | 報 酬 日 額 | 実 費 弁 償 額 | |
|----------------|------------|------------|---------|
| 役員及び評議員等の業務報酬等 | 理 事 長 | 6, 3 0 0 円 | 実費を弁償する |
| | 理 事 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |
| | 評 議 員 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |
| | 評議員選任・解任委員 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する |
| 監事の監査・指導時の報酬等 | 5, 8 0 0 円 | 実費を弁償する | |

注 1 ただし、町内で職務する場合であって、その職務に従事した時間が 3 時間を超えないときは、報酬日額の半額を支払う。

注 2 自家用車を使用した場合において、その片道路程が 2 キロメートル未満の場合は、費用弁償を支給しない。

令和5年度 役員報酬 1,050,650 円

《内 訳》

理事総額 867,950 円

監事総額 142,100 円

評議員総額 40,600 円

*他に理事1名は職員給与受給